

平成 20 年度

事 業 計 画 書

 社団法人 日本防犯設備協会

平成20年度 事業計画

今年度は、新しく第12期役員でスタートする年であり、次期3カ年中期計画がスタートします。また、協会設立当時の念願でありました「優良防犯機器認定制度」がスタートする年でもあります。

さて、刑法犯認知件数は、2002年の285万件をピークに年々減少傾向へ転じ、官民合同での様々な防犯対策や防犯設備の普及拡大、並びに全国で展開されている防犯活動の成果が、実を結んできたといえるでしょう。しかしながら、凶悪な犯罪が目に付き、体感治安は決して改善されたとはいえません。一方、防犯設備関連業界は、漸増傾向で推移しており1兆2千億円超の市場を形成しており、当協会へ寄せられる期待も年々高まっています。

このような社会情勢の中にありまして、国民の皆様に「安全と安心」をお届けするためにも、様々な事業を積極的に展開してまいらなければなりません。地域協会との全国防犯ネットワークづくりもその一つといえるでしょう。現在、地域協会は31の都道府県に設立されており、今年で3回目を迎える「都道府県防犯設備士(業)協会全国大会」におきましても、互いの絆を確認するとともにコミュニケーションをしっかりと図ってまいります。

また、新事業としてスタートを予定しています「優良防犯機器認定制度」に関しては、認定対象機器を増やし、防犯設備として安心してご利用いただけるよう早く皆様へ普及していかなければなりません。防犯のソフトとしての「人」、ハードとしての「物」、その両輪を当協会が認定するわけですから、益々その社会的責任を重く受け止めなければなりません。

勿論、会員様に対しましては、タイムリーな価値ある情報をお届けしなければなりません。社会の犯罪情勢に即した活動テーマを掲げ、調査研究結果は、活動報告書・セキュリティーガイド・当協会の季刊誌「防犯設備」・ホームページなどを通じて速やかにお届けしてまいります。

冒頭のとおり、今年度から新たに次期3カ年中期計画がスタートします。この中期計画を軸に、警察庁をはじめ関係各位のご指導とご支援をいただきながら、会員の皆様と共に事業を積極的に展開してまいります。

1 . 会議の開催

(1) 総会

通常総会では、平成 20 年 6 月に前年度事業報告と収支決算報告を、平成 21 年 3 月に次年度事業計画と収支予算の審議を行う。ただし、緊急の事案が生じた場合は、臨時総会を開催する。

(2) 理事会

平成 20 年 6 月と平成 21 年 3 月に通常総会とあわせて開催する。但し、緊急の事案が生じた場合は、必要に応じて開催する。

(3) 運営幹事会

原則として 2 ヶ月に 1 回開催する。ただし、緊急の事案が生じた場合は、必要に応じ開催する。

(4) 専門委員会

各委員会は、その活動計画に基づき、必要に応じ隨時開催する。

2 . 協会組織及び体制

(1) 部会組織

現状の広報、業務、技術、制度事業の 4 部会・18 委員会体制をベースに、優良防犯機器認定制度の運用、防犯システム全般に対する調査研究の強化、地域協会との連携強化のために組織の検討を行う。

(2) 協会事務局体制

現状とほぼ同じ体制で業務を継続しつつ、上記組織に対応した体制の強化を図る。

3 . 調査研究事業

3 - 1 業務部会

業務部会は、下記の 7 委員会（情報セキュリティ委員会は休会）から構成されており、正会員企業から専門職の方に委員になって頂き、総勢 90 名が委員会活動に携わっている。更に、正副部会長と正副本長からなる業務部会幹部会を設置して、事業運営の確認と方向性の検討を行う。

毎年 5 月に技術部会と合同の総会を開催して、活動状況と次年度活動計画を報告し、部会内外の連携強化を図る。

また、昨年度より外部団体と連携して共同調査研究を実施している。

(1) 防犯設備機器に関する統計調査 (統計調査委員会)

国内における防犯設備市場唯一の統計資料「防犯設備機器に関する統計調査」報告書を、昭和 61 年以来毎年継続的に発行してきた。企業の次年度事業計画検討の時期を考慮して、平成 20 年 11 月の発刊目標とする。

併せて、防犯カメラの国内累計設置台数の把握手法検討を行う。

(2) 防犯設備機器・システムの調査研究と普及活動

地域セキュリティ全般に亘る調査研究の継続 (防犯システム委員会)

宝くじ協会申請の「スクールセキュリティガイド(仮称)」の作成を行う。

社安研申請の「明るいまちづくり」ガイド改訂を合同で実施する。

(映像セキュリティ委員会・防犯照明委員会と合同)

下期に高齢者対策、遊戯施設、公共施設等から掘り下げて実施予定。

出入管理機器の普及拡大 (出入管理機器委員会)

共用施設のセキュリティトレンド調査を行い、開発メーカーからの説明会を実施する。また、ハイセキュリティ機器の使用現場を調査する。

防犯カメラシステムの評価と調査研究 (映像セキュリティ委員会)

ネットワークカメラ関係の調査研究を行う。

防犯照明の更なる評価と普及拡大 (防犯照明委員会)

「防犯照明ガイド」改訂版のために内容を検討する。

明るさと犯罪抑止の関連を調査する。

セキュリティガイドの広報による防犯意識の高揚と防犯設備の普及

下記 8 種類のセキュリティガイドをとおして防犯意識の高揚と防犯設備・システムの普及拡大を目指す。

明るいまちづくり	防犯照明ガイド
ホームセキュリティガイド	ストアセキュリティガイド
スクールセキュリティガイド	駐車場セキュリティガイド
自動車セキュリティガイド	オートバイセキュリティガイド

(3) 自動車・オートバイ盗難手口の調査活動 (自動車オートバイ委員会)

自動車オートバイ防盗性能システム調査の継続や一般ユーザーへの PR (パンフ作成発行) 等を行う。

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクト (警察庁主催、警視庁主催、大阪府警主催) に積極的に参画し、自動車盗難減少に向けての諸活動を行う。

3 - 2 技術部会

(1) 会議の開催

会議は、部会総会・幹部会・各委員会及び分科会にて構成する。

技術部会総会

5月に開催する。各委員会から、平成 19 年度活動成果と平成 20 年度の活動計画を発表する。(総会は業務部会と合同開催)

幹部会

各委員会審議事項の決裁や委員会相互の連絡調整を行う会議として、原則として年 4 回の開催を計画する。第 1 回は技術部会総会に先立って同日行う。

各委員会・分科会

原則として 2 ヶ月毎に開催する。必要に応じて随時委員会にて自主的に設定し開催する。

専門委員会の構成は以下のとおり。

信頼性委員会

技術基準委員会 (以下の 3 分科会を置く)

・警報システム分科会 ・映像監視分科会 ・出入管理分科会

施工基準委員会

規格調査委員会

国際規格委員会

RBSS、中計検討課題対応等特別委員会対応等

RBSS に関しては、RBSS 特別委員会傘下の同認定基準書作成 WG を技術基準委員会がサポートする形で、防犯カメラシステムの基準策定に引き続き取り組む。中計検討課題に関しては、「協会としての新規技術テーマへの取組」につき体制面や SES 化への道筋を中心に技術部会としての提案をまとめる。

RBSS : Recognition of Better Security System
(優良防犯機器認定制度)

(2) 信頼性向上のための調査研究（信頼性委員会）

警報発生における「誤報全体の解析・対策」の実態追跡調査分析

本年度は、隔年実施している「警報発生状況の実態調査」を行わない年に当たる。

機械警備業会員の協力のもと、過去実績の有る誤報五類の「解析・対策の実態追跡調査」から、より調査の幅を広げ誤報全体の「解析・対策の実態追跡」をアンケート調査・分析を行う。

誤報全体の解析・対策の実態調査アンケート実施（9月実施目標）

誤報第三類（操作不良）多発施設の実態調査

常に誤報において高い発生率を占めている誤報三類について、平成7年から8年にかけて実施した誤報第三類多発施設の実態調査分析と同様な観点（設備の設置年、直接原因、設置区分、）で、再度、現場実態も含め調査・分析を行う。

誤報第三類多発施設の実態調査アンケート実施（9月実施目標）

誤報第三類多発施設の現場実態調査（12月実施目標）

(3) 技術基準の全般的な見直し推進（技術基準委員会）

現在審議中の規格制定・改正をはじめとして、各規格の上位規格との整合性等について見直しを実施する。

SES E 各規格の見直し予定

平成19年度中にまとめる概略全体計画に沿って計画的に進める。

上位基準規格の改訂による下位規格の引用不都合箇所の調査と対応。

各規格内容の精査と陳腐化した内容、基準値の洗い出しと対応（廃止する規格の検討も含む）

センサ付ライト、センサ付防犯灯の審議継続

新規規格制定（年度内に会員会社回付 E 決裁まで完了を目標）

受動型赤外線式検知器規格の改正の審議着手

(内容の総合的見直しによる改正)

本年度は、具体的な検討の着手と B 審議完了を目標とする。

出入管理システムの LAN 対応のデータフォーマットの標準化

規格化の要否判断を行った上で、規格化あるいは報告書等の形で年内のとりまとめを図る。

RBSS 認定基準書作成への連携・サポート

RBSS 制度の認定基準書作成に対して、技術基準委員会が関連技術標準の改訂等での連携・サポートを図る。

(4) 施工基準の策定推進 (施工基準委員会)

一戸建住宅編 (防犯設備の施工要領 : 防犯診断含む) の完成、出版

本年度初めの完成、出版を予定する。

共同住宅編 (防犯設備の施工要領 : 防犯診断含む) の検討

新築/既築、それぞれを対象とする。

防犯診断の使いやすさ、実用性に主眼を置く。

平成 21 年中の発行を目標とする。

「防犯設備の施工要領」実用性能検証

地域協会と協力し現場検証を実施、改善点の明確化と実用性の確認を行う。

(年度内に新築物件 1 ケ所、既築物件 1 ケ所の実地検証とそのまとめを行い、共同住宅編 (防犯設備の施工要領 : 防犯診断含む) 検討の材料とする)

RBSS 制度と連携した施工技術の普及支援

RBSS 認定製品を会員会社・防犯設備士が使う施工技術の普及を支援する。具体的な支援策は RBSS の動向に注目し、連携方法を検討する。

(5) 協会技術標準の整備・普及と支援活動 (規格調査委員会)

技術標準 SES E 共通基準の改正版完了

用語と慣用語の定義を明確にして、実態に即した分かりやすい用語を策定する。また、RBSS を含めて新規用語の取り込みを実施する。

・ SES E 0001 (防犯に関する用語) 改正版の印刷発行

SES 採番体系の策定、処理手順の簡素化、分かりやすい規格の作成要領書としてまとめている。

・ SES E 9904 (暫定標準化規定) 改正版の印刷発行

・ SES E 9905 (防犯に関する用語の登録運用規定)

改正版の印刷発行

- ・ SES E 9906 (防犯図記号の登録運用規定) 改正版の印刷発行
- 防犯警報音の普及活動について
 - 防犯警報音アンケートの調査結果に基づき、普及促進活動を実施する。
 - 防犯警報音の利用シーンの検討と公表
 - 協会ホームページ等を利用した搭載製品の紹介
 - 威嚇器製造メーカー・販売会社・部品供給会社への広報
- 各委員会からの基準・規格類の C 審議
- 各委員会からの基準・規格(技術標準)制定のための C 審議等を継続実施する。

(6) 国際規格に関する活動(国際規格委員会)

IEC / TC79 (国際電気標準会議・アラームシステム) 及び IEC / TC106(人体暴露に関わる電磁波の試験装置と試験方法)の国際会議へ代表派遣、国内委員会へ参画し、動向把握と委員会へのフィードバックを行う。(継続)

委員会参加計画 IEC/TC79 年間 1回(見込み)

IEC/TC106 年間 3回(見込み)

国際規格委員会および協会機関誌で参加報告を行う

国際規格(ISO、IEC)関連技術動向調査及び海外技術交流について

国際規格(ISO、IEC)及び関連規格(CENELEC、ANSI)の技術動向を調査を目的に、米国 ASIA、韓国防犯協会、欧州 CENELEC、シンガポール等の団体との情報交換・交流を図り、会員会社に提供する。本年度は、具体的なテーマで定期的な交流を確立して報告をまとめることを目標とし、次年度以降の現地直接交流へつなげる。

具体的な取り上げテーマとして画像管理、警報互換性の調査等を目論む。

技術標準(SES E)等の英文翻訳について

特に、最近制定・改訂された規格の技術翻訳を行い、本年度中に合計 3 件の英文翻訳版発行と、新規 3 件の英文翻訳開始を目標とする。

SES E3015(ビデオドアホン) : 英文翻訳発行

SES E0004(環境試験規格) : 英文翻訳改訂発行

SES E1901(防犯灯の照度基準) : 英文翻訳発行

SES E0000(未定)等 : 英文翻訳着手予定(3 件)

4 . 制度事業

(1) 防犯設備士養成講習及び資格認定試験

本年度の養成講習・資格認定試験は、次の実施計画とする。

受験申込みの平準化

年4回16会場で実施し、前年度以上の受験者数の確保を目指す。

防犯設備士数の地域アンバランスを解消

東京、大阪、名古屋に加えて、福岡、仙台、新潟など地方でも実施する。

平成20年度防犯設備士養成講習・認定試験計画

回 数	実 施 月	開 催 地
第62回	平成20年 6月	東京2・大阪・仙台
第63回	平成20年 9月	東京2・大阪・新潟
第64回	平成20年 11月	東京・横浜・大阪・福岡
第65回	平成21年 2月	東京2・大阪・名古屋

防犯設備士更新制度の検討

防犯設備士に「防犯相談・診断」などの行為が求められてきているため、新知識教育のため、防犯設備士制度の刷新とともに、更新制度の実施を検討する。

(2) 総合防犯設備士資格認定試験

本年度の資格認定試験は、次の実施計画とする。

	日程	実施場所
一次筆記試験	平成20年 10月	大阪・東京
一次講習認定試験	平成20年 7月	大阪
二次面接試験	平成20年 12月	大阪・東京

テキスト「総合防犯」の大改訂を行う。

（3）総合防犯設備士受験セミナー

総合防犯設備士資格認定試験の受験希望者、及び防犯設備士を対象に「受験セミナー」を7月に大阪・東京で実施する。

（4）防犯設備士通信の発行

全国の防犯設備士（約16,500名）との連携を深め、その活動を支援するため、新技術・セキュリティ情報等を掲載した「防犯設備士通信」を継続して発行する。

（5）防犯優良マンション認定制度と委員会活動

優良な防犯システムの普及を図るため、基準を満たした建物及び防犯システムに認定証を交付する「防犯優良マンション認定制度」を各自治体の共同住宅および他の施設の認定制度に採用されるべく、推進3団体のひとつとして活動する。また、審査員（当協会に関係するところでは、総合防犯設備士、防犯設備士）の養成は、推進3団体共同で行う。

「BSSマーク制度委員会」でマンション以外の駐車場、戸建て、店舗等の評価基準解説書などを完成させ、防犯設備士団体などに供給する。

（6）優良防犯機器認定制度の円滑な運用

前年度に「優良防犯機器認定制度準備に関する特別委員会」を立ち上げ、規定、運用細則、各種認定基準等々の準備を進めてきた。6月の理事会・通常総会の承認を得て、まずは、防犯カメラ及びハードディスクタイプのデジタルレコーダ等の認定からスタートし、順次拡大を図る。

5. 広報活動

(1) 会報の発行

編集内容

会員及び警察庁、各県警察本部関係者への情報誌として、協会の活動報告、各委員会活動紹介、会員動静、最近の犯罪情勢等を編集し発行する。

地域協会の紹介を「地域協会だより」として、防犯設備士の活動内容を「活躍する防犯設備士」として、引き続き掲載する。

会員、防犯設備士向けの専門知識や目的別の記事の掲載・充実を検討し各委員会等の協力を得て充実を図る。

最近ニーズの高い個人住宅の防犯に関する特集「シリーズ防犯住宅」を本年度も継続する。

配布先

警察本部、防犯協会連合会のほか各県庁の関係先と地域の防犯設備関連協会にも継続して配布する。各都道府県立図書館なども配布先として検討し、地域における当協会の認知度の向上を図る。

(2) 特別セミナーの開催

第8回特別セミナーを9月に開催する予定。

内容・運営方法の見直しを図り、集客の充実方法を検討する。

(3) ホームページの改訂・運用

前年度に完了できなかった、会員向け・防犯設備士向け・一般向け等のニーズに応じたコンテンツの充実を今後とも順次図っていく。特に防犯設備士向けでは、防犯映像システム評価用チャートの積極的活用を訴える。

ネット上での各種申込みや手続きを行える仕組みを充実させる等、協会の事務処理効率化を図るために仕組みを引き続き検討する。

防犯設備士のメールアドレスの登録を順次実施し、一定数のメールアドレス(3000件以上を目指す)を登録後、メールマガジンの発行を検討

する。

一般に対する防犯意識の向上を目的とし、住宅の防犯ガイドの充実を図るため、前年度に「キッズセキュリティ」のホームページを業務部会の防犯システム委員会で検討し、本年度より公開予定とする。

優良防犯機器認定制度事業の認知度向上と事業拡大、及び認定機器の普及促進に向けて、ホームページを有効活用する。

(4) イベント等への参加

当協会に協賛を要請されるセキュリティショー等については、協会 PR チャンスとしてとらえ積極的に参画する。また、関連ある団体のイベント等については、後援・協賛の依頼があれば適宜対応する。

また、新聞、雑誌、報道等からのマスコミ取材に対しても従来どおり積極的に対応する。

(5) 地域協会の紹介

会報及び当協会のホームページ上で地域協会の紹介を積極的に実施すると共に、当協会のホームページと地域協会のホームページの相互リンクを行う。

6 . その他

(1) 地域協会の設立推進と連携強化

各地の警察や自治体、防犯協会連合会、等と協力しながら地域に根ざした防犯活動を推進していくために、防犯設備士を中心とした地域協会の設立を推進する。

また、地域協会のできているところに対しては、地域協会事業推進の一部支援や定期的な情報授受、等々フォローを強め連携強化を図る。

(2) 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会の開催

当協会との連携強化は勿論のこと、協会同士の絆を強めるとともに全国防犯ネットワークの輪を広げ、地域に密着したより良い防犯活動を積極的に展開していくためにも、意義深いものにする。

(3) 関係業界団体との連携

当協会と活動目的を一にする防犯協会連合会、防犯性能の高い建物部品関連5団体や、ベターリビング等の関係業界団体との連携を深め、防犯活動全般について有効な協力関係を築く。

(4) 会員の拡大

協会の事業活動を更に活発化・普及させるため、関連の幅広い分野の企業を対象に会員の拡大を図る。

(5) 会員相互の親睦

会員相互の親睦を図るため、下記の懇親会を開催する。

平成20年 6月 総会後の懇親会

平成21年 1月 新年賀詞交歓会

以上